

建築工事における一宮市週休2日制工事実施要領
に関するQ&A（令和6年度）

No.	質問内容	回答
1	第3条に非対象期間として夏季休暇3日間とありますが、具体的にどの日を指すのでしょうか。	夏季休暇3日は特に指定はしません。夏季休暇として現場閉所した日を最大で3日間非対象期間とします。
2	降雨、降雪・積雪により休工した場合はどのように扱うのでしょうか。	予定外の現場閉所も現場閉所日数に含みません。（当日、作業を断念した場合も含む）
3	週休2日の対象期間が始まる現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）とは、本体工事に着手した日でしょうか。または準備工事に着手した日でしょうか。	対象期間の始まりは、本体工事に着手した日としてください。
4	週休2日を確保した結果、工期内で完了ができなくなった場合、これを理由に工期延長は認められるのでしょうか。	週休2日を確保するための工期延長は認められません。ただし受注者の責によらない場合は工期延長を認める場合があります。この場合は週休2日の対象期間も延長されます。
5	非対象期間について、「対象外として特記事項に示した期間」とは具体的にどういうことですか。	例えば、来客のある施設でイベントなど特定の期間作業ができない場合等を想定しています。図面の特記事項にあらかじめ対象外となる期間を記載します。
6	非対象期間について、「施工条件や地元条件、災害対応等により週6日以上現場作業を余儀なくされる期間」とは具体的にどういうことですか。	地元調整のため休日に実施する作業、災害の復旧のため休日に実施する作業など週6日以上現場作業を余儀なくされる期間を想定しています。
7	週休2日工事から除外される、著しく短い工事とは何日くらいを想定していますか。	概ね1週間程度（5日）の現場作業で完成する工事を想定しています。
8	履行確認について、工事日誌とは別物ですか、又様式の指定はありますか。	工事日誌とは別物です。様式については指定はありません。参考に様式をお渡しすることは可能です。
9	第7条にある週休2日の取得計画に変更が生じた場合は再提出の必要はあるのでしょうか	工程計画に見直しがある場合は、その都度速やかに計画工程表を提出してください。
10	工程表の作成について、28日を1スパンとして平均的に休日を取得するとはどういう状態のことですか。	基本的には、工事対象期間全体で4週8休を実施するのですが、偏った休工を防ぐため、なるべく1スパン28日の内8日以上は休工を計画してください。
11	工事成績評定について、「あきらかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合」とはどのような状態ですか。	本実施要領中に示されている現場条件などの制限、天候不良などの理由もなく、4週8休以上を実施する意思がない状態をいいます。
12	工事成績評定について、週休2日制工事を達成した場合、加点はありますか。	令和6年度からは、ほとんどの工事が週休2日制工事となるため、加点は行いません。

建築工事における一宮市週休2日制工事実施要領
に関するQ&A（令和6年度）

No.	質問内容	回答
13	週休2日工事（4週8休）が達成できなかった場合はどうなりますか。	原則4週8休を目標としていただきますが、結果的に4週7休、若しくは4週6休となった場合でも、実際の現場閉所率に応じて労務費補正分を減額変更します。この場合成績評点の減点はしません。
14	分離発注工事の場合、現場休息日は関連工事と同日にしないといけませんか。	分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場休息日を確保してください。関連工事と現場休息日を同日にする必要はありません。
15	分離発注工事の統括安全衛生責任者の代理について教えてください。	各分離発注工事請負者に統括安全衛生責任者の代理を選任する場合は、工事打合せ簿等に記録し、安全管理組織表等にもその旨を記載してください。
16	見積単価は補正係数による補正の対象になりますか。	週休2日制工事において、見積単価は既に週休2日を前提とした単価を採用しているため補正の対象外としています。
17	週休2日制工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じますか。	労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。